

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第56条第2項	自立支援医療（更生医療）の支給認定の変更	障がい福祉課

- 1 審査基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び盛岡市障害者自立支援規則（平成18年規則第69号）に定めるもののほか、別添の盛岡市自立支援医療費支給認定通則事務取扱要領（平成20年3月31日市長決裁）及び盛岡市自立支援医療費（更生医療）支給認定事務取扱要領（平成20年3月31日市長決裁）に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。